

北九州市行財政改革大綱

(平成 25 年度策定)

平成 26 年 2 月

北九州市

目 次

第1 基本的な考え方	1
1 これまでの行財政改革の取組み	1
2 新たな行財政改革に取り組む必要性	1
3 取組みの概要	2
(1) 簡素で活力ある市役所の構築	2
(2) 外郭団体改革	2
(3) 官民の役割分担と持続的な仕事の見直し	3
(4) 公共施設のマネジメント	3
4 行財政改革の推進体制等	3
第2 改革の柱	5
I 簡素で活力ある市役所の構築について	5
1 目指すべき市役所像	5
(1) 課題解決型・成果重視型組織の構築	5
(2) 簡素で効率的な組織・人員体制	5
2 課題解決型・成果重視型組織の構築に向けた具体的取組み	5
(1) 組織マネジメント	5
ア 課題解決型の組織運営	5
イ 管理職の見直し	6
(2) 人事制度の抜本的見直し	6
ア 人事評価制度の再構築	6
イ 職責・実績の処遇への反映	6
ウ 能力開発・活用	7
(ア) 専門性の向上等	7
(イ) 性別に関わらず能力が発揮できる職場の実現（女性活躍推進）	7
(ウ) ワーク・ライフ・バランスの推進	7
3 簡素で効率的な組織・人員体制に向けた具体的取組み	8
(1) 組織・人員体制	8
(2) 給与水準	8
(3) 優秀な人材の確保及び職員構成の高齢化への対応のあり方	9

II 外郭団体改革について	10
1 基本的な考え方	10
(1) 外郭団体の役割	10
(2) 市の適切な関与による政策の実現	10
ア ミッションの明示と成果の視点による評価	10
イ 市職員の派遣等のあり方	10
ウ 市の財政支出（補助金・委託料等）の精査	10
エ 市の指導調整機能の強化	11
(3) 外郭団体の効果的・効率的な事業運営	11
ア トップマネジメントの強化	11
イ P D C Aサイクルによる事業運営	11
ウ 監査機能の充実	12
エ 組織・人員体制の効率化	12
オ 給与体系の抜本的な見直し	12
カ 外郭団体における人材育成	12
(4) その他	12
公益財団法人における基本財産のあり方	12
2 各団体の見直し	12
〈 公益財団法人 – 11団体 〉	13
(1) 国際東アジア研究センター	13
(2) 北九州国際交流協会	13
(3) 北九州市芸術文化振興財団	13
(4) アジア女性交流・研究フォーラム	14
(5) 北九州国際技術協力協会	14
(6) 北九州市環境整備協会	14
(7) 九州ヒューマンメディア創造センター	14
(8) 北九州産業学術推進機構	15
(9) 西日本産業貿易コンベンション協会	15
(10) 北九州市都市整備公社	15
(11) 北九州市学校給食協会	15
〈 株式会社 – 8団体 〉	15
(12) 北九州輸入促進センター	15
(13) 北九州テクノセンター	16
(14) 帆柱ケーブル	16
(15) 北九州高速鉄道	16

(16) ひびき灘開発	16
(17) 北九州埠頭	16
(18) 北九州貨物鉄道施設保有	16
(19) 北九州エアターミナル	16
〈 地方公社 － 4団体 〉	17
(20) 北九州市土地開発公社	17
(21) 北九州市道路公社	17
(22) 福岡北九州高速道路公社	17
(23) 北九州市住宅供給公社	17
〈 社会福祉法人－1団体 〉	17
(24) 北九州市福祉事業団	17

III 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて	18
【官民の役割分担】	18
1 基本的な考え方	18
(1) 必ずしも市が関与する必要性がないもの	18
(2) 何らかの形で市が関与する必要性があるもの	18
2 具体的な取組み	18
〈 既に定型的業務としてのまとまりがある業務 〉	19
(1) 一般ごみ収集運搬業務	19
(2) 学校給食調理業務	19
(3) 保育所調理業務	19
(4) 校務員の業務	19
(5) 環境業務指導員の業務	19
(6) 自動車運転手の業務	20
(7) 自動車整備士の業務	20
(8) 守衛の業務	20
(9) 渡船事業における船長・機関長の業務	20
(10) 斎場業務員の業務	21
(11) 防疫員の業務	21
(12) 動物愛護指導員の業務	21
〈 民間事業としても行われている業務 〉	21
(13) 保育所	21
(14) 幼稚園	21
(15) 病院	21

(16) 市営バス	22
(17) 障害福祉施設	22
 【持続的な仕事の見直し】	22
1 基本的な考え方	22
2 具体的な見直しの視点	22
〈官民の役割分担に関する事項〉	23
(1) 民間活力の更なる導入	23
(2) 指定管理者制度の新規導入	23
(3) 市の関連団体、民間事業者等に対する支援のあり方	23
〈事業内容等の見直しに関する事項〉	23
(4) 組織横断的な視点での事業の再構築など事業の抜本的な見直し	23
(5) 行政サービスや受益と負担水準のあり方	23
(6) 中長期的な展望に立った制度などの見直し	23
(7) その他事業の効率性、費用対効果などの視点による見直し	24
 IV 公共施設のマネジメントについて	25
1 公共施設の現状と課題	25
(1) 公共施設整備の背景と特徴	25
(2) 公共施設を取り巻く現状と課題	25
(3) 公共施設マネジメントの必要性	26
2 公共施設マネジメント方針	26
(1) 基本的な考え方	26
(2) 取組みの視点	26
ア 総量抑制（保有量の縮減）	26
イ 維持管理・運営方法の見直し	27
ウ 資産の有効活用	27
エ 施設整備に関するルール	27
(3) 取組み目標	27
3 具体的な取組み	28
(1) 市民への説明	28
(2) 施設分野別の実行計画の策定	28
〈施設分野別の実行計画等の方向性〉	28
ア 市営住宅	28

イ 小・中学校	28
ウ 市民利用施設	29
(ア) 生涯学習関連施設等	29
(イ) 文化施設	29
(ウ) 図書館	29
(エ) 青少年施設	29
(オ) スポーツ施設	30
(3) マネジメント体制の整備	30

第3 大綱と推進計画 31

第1 基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組み

本市では、これまで、

- ・北九州市行財政改革大綱（平成8～15年度）
- ・北九州市新行財政改革大綱（平成16年度）
- ・北九州市経営改革大綱（平成17～20年度）
- ・北九州市経営プラン（平成21～25年度）

と、行財政改革に関する計画を適宜策定し、不断の取組みを進めてきました。

現行の「北九州市経営プラン」（平成20年12月策定）では、限られた財源の範囲内で多様な行政需要に対応していく必要があることから、

- ・持続可能で安定的な財政の確立
- ・多様な行政需要に対応しうる行政体制の構築

の二つの基本戦略を掲げ、様々な項目に取り組んでおり、一定の成果をあげています。

2 新たな行財政改革に取り組む必要性

これまでも絶え間なく、行財政改革の取組みを行ってきましたが、本市を取り巻く状況は、社会経済状況とともに刻々と変化しています。

本市の将来を見据えると、「元気発進！北九州」プラン及び「北九州市新成長戦略」に掲げる施策など、本市の発展に資する施策に重点的に取り組むことで、地域の活性化や新たな雇用、市民所得の向上につなげていくとともに、少子高齢化社会の進展など、社会経済状況の変化に伴う多様な行政需要等にも対応していく必要があります。

その一方、市税など自主的に収入できる財源が少なく、地方交付税など国からの収入等に依存する脆弱な財政基盤に加えて、高齢化社会の進展等による福祉・医療関係経費の伸びや、老朽化した公共施設の改修・更新経費の増加等が見込まれるなど、本市財政を取り巻く状況は更に厳しさを増すことが予想されます。

このような状況に的確に対応していくためにも、より一層の「選択と集中」を行いながら、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めていく必要があります。

そこで、今一度、政策実現の基盤となる行財政運営全般の見直しを行うため、市政運営上の会合である「北九州市行財政改革有識者会議」において議論を行い、その議論を基に、平成24年4月、条例を設置根拠とする付属機関「北九州市行財政改革調査会」に対して、以下の4つの項目について、諮問を行いました。

- ・官民の役割分担と持続的な仕事の見直しの仕組みについて
- ・公共施設のマネジメントについて
- ・外郭団体改革について
- ・簡素で活力ある市役所の構築について

これらの項目ごとに、同調査会から本市に提出された答申を踏まえ、平成26年度以降の新たな行財政改革の大きな方向性として、この「北九州市行財政改革大綱」を策定しました。

本市では、平成25年12月に議会の議決を得て、「元気発進！北九州」プランの基本計画の見直しを行い、特に重要な3つの政策として、「北九州市新成長戦略の推進」、「安全・安心対策の推進」、「行財政改革の推進」を位置付けました。

本市の将来を見据えた政策を展開する上で、正に行財政改革は、北九州市新成長戦略と両輪として推進していかなければなりません。

行政と市民、企業、NPO等とが協働し、よりよい北九州市を築き上げるという視点を据えながら、本大綱を着実に実施し、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営を推進することにより、活力ある北九州市の実現のための基盤を構築していきます。

3 取組みの概要

(1) 簡素で活力ある市役所の構築

時代・状況の変化に応じ、課題を的確に捉え、絶えず現状維持から現状打破を志向する「課題解決型・成果重視型組織」を構築するとともに、より一層の「簡素で効率的な組織・人員体制」を推進することによって、少数精銳のもとで、職員の意欲・能力が最大限発揮できる、簡素で活力ある市役所を構築します。

(2) 外郭団体改革

行政の補完的役割を担う外郭団体については、これまでも外郭団体としての

役割を終えているものの廃止や、直営化や民間活用等機能の代替により、団体の統廃合に取り組んできました。

今後も、外郭団体の存在理由を含め、その運営について、「市の政策の一翼を担い、市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営ができ、民間委託等でできない、または適さない」という役割に照らして妥当であるか、絶えず見直しを行っていきます。

(3) 官民の役割分担と持続的な仕事の見直し

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方に基づき、これまで市が直接行ってきた業務等を、市が行う必要性やサービス水準、コスト等の視点から十分検討し、行政サービス水準の維持・向上やコスト削減等を図ることができるものは、積極的に民間委託等を進めます。

市の取り組む事業等について、現在の行政課題に対する必要性等の観点から点検を実施し、見直し・改善を図ります。加えて、毎年度実施する行政評価により、事業の有効性・経済性・効率性などを検証した上で、予算編成に活用していきます。

(4) 公共施設のマネジメント

本市は、五市合併の影響等によって他都市と比べて多くの公共施設を保有しており、近い将来、大規模改修や更新に多額の費用が必要になります。そのため、市の将来を見据え、真に必要な施設については整備・更新する一方で、全体の保有量を抑制する観点から、施設の複合化や多機能化を進めるとともに、整備当初の使命が薄れた施設は廃止するなど、選択と集中による公共施設マネジメントに取り組みます。

なお、これらの項目の取組みに当たっては、本市のおかれている現状について広く市民に知っていただき、絶え間ない行財政改革を実施していくことが必要であることを十分に理解していただくことが重要です。

また、市民サービスに直接関わるものなどについては、市民や関連団体等に対しより丁寧な説明や意見交換を行いながら、検討を行うこととします。

4 行財政改革の推進体制等

「北九州市行財政改革大綱」に基づき、平成26年度以降の新たな行財政改革に取

り組み、その後の社会経済情勢の変化等により方向性等を改める必要が生じた時点において、見直しを行います。

また、この大綱の具体的な取組み内容を定めた、「北九州市行財政改革推進計画」を策定し、毎年度、見直しを行いつつ、当該推進計画や取組み結果等を予算・決算期に公表します。

新たな行財政改革の推進体制として、庁内の推進体制については、引き続き、現在の「北九州市行財政改革推進本部」を推進組織とし、全庁的に行財政改革の取組みを推進していきます。

さらに、行財政改革の実施状況等を検証し、その取組みを着実に推進するために、外部の有識者で構成する「(仮称) 北九州市行財政改革フォローアップ会議」を、外部の推進体制として新たに設置します。

第2 改革の柱

I 簡素で活力ある市役所の構築について

1 目指すべき市役所像

(1) 課題解決型・成果重視型組織の構築

時代・状況の変化に応じ、課題を的確に捉え、絶えず現状維持から現状打破を志向する「課題解決型・成果重視型組織」を構築します。

なお、昨今の行政課題は、単一の部局のみでは解決が困難なものが多くなっており、これらの課題に機動的かつ効果的に対応していくために、組織横断的な推進体制の構築も含め、どのような組織運営が望ましいのか適宜検証し、適切な組織運営に努めていきます。

(2) 簡素で効率的な組織・人員体制

ますます厳しさを増す財政状況のなか、限られた財源の範囲内で多様な行政需要に対応していくためには、引き続き、総人件費の抑制を図っていく必要があります。

今後とも、市民の目線と経営感覚を持ち市民から信頼される職員を育成するとともに、市民ニーズに的確に対応できる、より少数精銳の簡素で効率的な組織・人員体制を構築していきます。

2 課題解決型・成果重視型組織の構築に向けた具体的取組み

(1) 組織マネジメント

ア 課題解決型の組織運営

組織目標を職員全体で共有するとともに、組織目標とそれを達成するための個人目標をリンクさせ、P D C Aサイクルによる課題解決型の組織マネジメントを実現します。

また、単一の部局のみでは対応が困難な行政課題に対しては、機動的かつ効果的に対応できるよう、組織横断的なプロジェクト型組織の活用等も視野に入れ、責任の所在等を明確にすることに留意しながら、適宜、必要かつ適切な推進体制の構築を図ります。

イ 管理職の見直し

課題解決型・成果重視型組織の実現に向けた舵取り役を担う管理職の配置にあたっては、市民ニーズや市を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、市民サービスの低下を招かないよう、全体の業務量を見極めながら、常にその必要性を検証し、職員全体の人員体制に見合うよう見直しを行います。

とりわけ、本市の重要な政策の推進に大きな役割を担っている局長級の理事職については、本市の現状や今後進むべき方向を見据え、真に必要な職に限定するとともに、配置後も常にその必要性を検証し、より一層の権限と責任をもつて職責を果たすことができるよう努めます。

(2) 人事制度の抜本的見直し

ア 人事評価制度の再構築

目標管理制度の実施対象を拡大し、トップから職員個人まで目標を共有できるよう努めるとともに、特に管理職については、課題を先送りせず現状打破を志向しているかという視点で評価制度を見直し、意識改革を進めます。

また、上司と部下の面接制度も目標管理の一環と位置づけ、組織目標と個人目標の共有や職務遂行実績のフィードバックなど実施内容を明確化することにより、職員のやる気・自信の高まりや主体的な能力開発を促進します。

さらに、人事評価制度に対する客観性・納得性の確保の点から、職員にとって分かりやすい具体的な評価基準を定めます。

これらの実施にあたっては、処遇反映の基盤としてだけでなく「人材育成」「組織目標の達成」という評価制度が持つ意義を十分に理解した上で評価が行われるよう、研修の実施や職員の意見を踏まえたきめ細かな制度改善、情報システムの導入による負担軽減に取り組みます。

イ 職責・実績の処遇への反映

人事評価制度の再構築を進めながら、評価結果の昇給、勤勉手当への反映をより充実していきます。

また、職員が高いモチベーションを持って上位のポストにチャレンジするよう、給与面で職責や職位の違いが実感できる仕組みを検討していきます。

これらの実施にあたっては、国・他都市の実施状況を調査・研究するとともに、職員の意見も踏まえながら、意欲向上につながる制度づくりに取り組んでいきます。

昇任制度についても、引き続き、職員がチャレンジしやすい試験制度の改善を進めるとともに、年齢に関わりなく課題解決に積極的な人材の登用に取り組みます。

ウ 能力開発・活用

(7) 専門性の向上等

従来の在課年数に縛られず、柔軟な人事異動をより一層推進するとともに、育成期終了後は、自ら選択した分野で専門性を高めることができる仕組みを構築します。

また、若手職員の育成に関して、早期の段階から職員に対して意識付けを行っていけるよう、採用区分、入職年齢などに応じた育成モデルを提示するとともに、人事異動においても、業務内容や職務の習熟度に応じて、短期間でのローテーションも行います。

さらに、人事部門が直接、配属理由や職務遂行状況などを職員にフィードバックするとともに、人事部門と職員とのコミュニケーションツールについても検討します。

指導育成環境の整備については、勤務実績が良くない職員等に対して、個々人の状況に応じた指導・育成を行っていくことに加えて、人事部門が主体となって、能力向上のための職場環境を整備し、集中的に指導・育成するなど、公務能率の維持・向上に向けた取組みを実施します。

(8) 性別に関わらず能力が発揮できる職場の実現（女性活躍推進）

昇任への不安を払拭し、能力を十分発揮できるよう、入職後早い段階で多様な業務経験を付与するとともに、ロールモデルの見える化等により、キャリア形成支援を行うなど、女性職員の活躍推進に取り組みます。

また、子育てを行いながらもキャリア形成が進むような取組みを充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランスが組織全体で推進されるよう、「仕事と家庭との両立不安」解消に向けたきめ細かな取組みを行います。

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活や地域活動等と両立しやすい職場環境づくりに更に取り組むとともに、成果を見据えた業務遂行を徹底することにより、事務の効率化、時間外勤務の縮減を図るなど、組織全体で働き方の見直しを進めます。

3 簡素で効率的な組織・人員体制に向けた具体的取組み

本市では、これまでも「市民サービスに必要な財源を確保していくため、総人件費を抑制する」という考え方のもと、職員数の削減や給与制度の見直しを進めてきました。

しかしながら、ますます厳しさを増す財政状況のなか、限られた財源の範囲内で多様な行政需要に対応していくためには、引き続き、総人件費の抑制を図っていく必要があります。

今後とも、人件費比率について、現在の水準をさらに下げていくことを目標とし、よりスリムな人員体制の構築と給与水準の適正化に努めていきます。

(1) 組織・人員体制

官民の役割分担の見直しに基づく民営化・民間委託化の推進や、仕事のやり方の見直しや事務改善に基づく業務の効率化、さらには組織機構の見直しなど、さらなる取組みを進め、これらの進捗に応じて、引き続きよりスリムな組織・人員体制の構築を図っていきます。

職員数の具体的な指標としては、現在、人口1万人当たりの職員数87.7人(20政令市中10位)から70人台を目指し、総人件費の抑制に努めます。

一方で、市の成長戦略や市民ニーズが高い分野など必要な部署には人件配置を強化するなど、「選択と集中」といった観点での行政運営を進めるとともに、今後、地方分権の推進に伴う権限移譲や、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う果たすべき役割の拡大などにより、業務量が増大した場合にも、臨機応変に対応できるよう、きめ細かな定員管理に努めます。

また、職員構成については、係長および主任職についても、管理職と同様に、市民ニーズや市を取り巻く社会経済情勢などを踏まえ、市民サービスの低下を招かないよう、全体の業務量を見極めながら、職員全体の人員体制に見合うよう見直しを行います。

これらの取組みを通じて、市の将来を見据え、行政運営を行うのに相応しい人員体制の構築を図っていきます。

(2) 給与水準

職員の給与水準については、人事委員会勧告により市内民間企業との均衡が図られていますが、勧告対象外で民間企業等との均衡がとれていない技能労務職員の給与水準や特殊勤務手当などについて、市民の理解と納得が得られるかという視点に立ち、その適正化を図ります。

また、人事委員会勧告の対象であるものについても、国及び他都市との均衡がとれていないものについては、その適正化を図ります。

(3) 優秀な人材の確保及び職員構成の高齢化への対応のあり方

適切なインセンティブを持った早期退職制度を実施し、年齢構成の適正化を図ります。

再任用制度については、無年金期間の就業ニーズに応える一方、若手職員の安定的・計画的な確保が可能となるよう、組織活力の保持を図りながら、継続雇用を行います。

採用試験については、引き続き従来の選考方法にとらわれない様々な手法により、公務に意欲・関心のある若手を幅広く掘り起こし、優秀な人材の確保に取り組みます。

また、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき、任期付職員採用の規定を整備します。

II 外郭団体改革について

1 基本的な考え方

(1) 外郭団体の役割

社会経済情勢の変化等を鑑み、「民間にできるものは民間に委ねる」という官民の役割分担の考え方を踏まえた上で、外郭団体の役割を改めて明確にします。

※外郭団体の役割

民間委託等でできない、または適さない業務について、
市が直接担うより効果的かつ効率的な事業運営を行うことにより、
市の政策の一翼を担う。

(2) 市の適切な関与による政策の実現

ア ミッションの明示と成果の視点による評価

市は、「市の政策の一翼を担う」外郭団体に対して、政策に沿ったミッションを明示した上で、そのミッションが適切に遂行されているかどうか、成果の視点で評価し、その後の市の政策展開に活用します。評価の手法としては、第三者機関を活用した仕組みを構築します。

イ 市職員の派遣等のあり方

市は、外郭団体を評価する中で、個々の団体の経営状況、ミッションの遂行状況等によって、適時適切な職員の派遣を行います。その際、必要最小限の派遣に止める基本とします。

市職員の外郭団体への再就職については、退職者の経験や能力を理由とした各団体からの要請に基づくものであることや、報酬や任期については公務内における再任用制度との均衡を図っていることなど、その現状を明らかにしながら、引き続き市民の理解を得られるよう努めます。

ウ 市の財政支出（補助金・委託料等）の精査

市から団体に支出している補助金・委託料等については、当該補助金・委託料の金額は妥当であるか、また成果を出しているか等の視点で常に精査します。

特命随意契約により、外郭団体に業務を任せている場合、「民間にできるものは民間に委ねる」という視点を踏まえ、民間やNPO等、真に担うこと

ができる組織がないかどうかを精査します。

また、外郭団体の役割（民間委託等でできない、または適さない）に照らして、特命随意契約による委託が妥当である業務についても、市民に対して、より透明性を確保する観点から、その妥当性等を検証・担保するための仕組みを導入します。

➤ **事業者への意思確認**

- ・委託事業参加者の有無を確認する公募を実施します。

➤ **新たな自己統制や外部評価の仕組み**

- ・事業者への意思確認を経ずに特命随意契約を行うもので、一定規模以上の契約について、副市長を筆頭とする内部組織に外部の委員を加えた「（仮称）外郭団体随意契約適正化委員会」でその妥当性等を審議します。
- ・上記のうち、継続的に特命随意契約を行う事業等については、概ね3年おきに、外部評価によりその妥当性等を審議します。

➤ **新たな情報公開の仕組みと情報公開項目の追加**

- ・毎年決算時期に外郭団体との随意契約の状況等についてとりまとめ、市議会に報告する「法人の経営状況の報告」に掲載し、議会に報告します。

エ 市の指導調整機能の強化

健全な団体運営を維持するため、市の指導調整機能を強化します。

(3) 外郭団体の効果的・効率的な事業運営

ア トップマネジメントの強化

外郭団体が、市のミッションに沿って、着実に成果を出していくためには、経営トップのマネジメント機能の強化が必要不可欠です。そのため、経営トップには、官民含め幅広い分野から、経営能力のある人材を登用します。

また、その権限と責任を明確にし、事業成果等に対する結果責任（説明責任）を求めます。

イ P D C Aサイクルによる事業運営

外郭団体としての事業の効果性・効率性を確保し、ミッションを着実に遂行するため、団体内における、P D C Aサイクルの構築を進めます。

ウ 監査機能の充実

公益財団法人においては、公益法人制度改革により、監事の機能が強化されていますが、外郭団体全てにおいて、コンプライアンスの強化を図るとともに、事業運営状況や財務状況のチェック等も含めた、団体内部における監査機能（チェック機能）の一層の充実を図ります。

エ 組織・人員体制の効率化

効果的な事業運営を実現しつつ、一層の組織の簡素化、人員の抑制に努める一方、団体が独自に採用する正規職員については、専門性や団体の継続性を考慮しながら、団体の自主財源で長期的に人件費を確保できることを前提として、団体の裁量と責任により採用を行うこととします。

オ 給与体系の抜本的な見直し

団体職員の給与については、市や民間における給与の状況に準拠しつつ、各団体の経営状況等も踏まえたうえで、適正な給与体系・給与水準の検証を求めます。

カ 外郭団体における人材育成

外郭団体の運営体制を強化するためには、職員のスキルアップ及び意識改革が必要であることから、これまでの市による研修の実施に加え、外郭団体と市との間あるいは外郭団体間における人事交流の仕組みを構築します。

(4) その他

公益財団法人における基本財産のあり方

本市の財政状況が厳しい中、今後、公益財団法人の基本財産の保有については最小限に止め、それ以外の基本財産については、市に返還を求めます。

2 各団体の見直し

「外郭団体の役割」に照らし、各団体の今後のあり方について見直しを行います。主なものは以下のとおりです。

・解散する団体

北九州市土地開発公社

・統合を検討する団体

北九州産業学術推進機構及び九州ヒューマンメディア創造センター

北九州国際交流協会及びアジア女性交流・研究フォーラム

・特に具体的な成果が求められ、成果が見られなければ統廃合を検討する団体

国際東アジア研究センター

アジア女性交流・研究フォーラム（研究部門）

・事業範囲を見直す団体

北九州市都市整備公社（到津の森公園に特化）

北九州市住宅供給公社（民間競合部門を縮小）

・特に事業内容を精査する団体

北九州市芸術文化振興財団

北九州産業学術推進機構

・特に経営状況を注視する団体

北九州輸入促進センター 北九州テクノセンター

帆柱ケーブル 北九州高速鉄道

〈 公益財団法人 － 11 団体 〉

(1) 国際東アジア研究センター（総務企画局）

本市がアジアの中核的な産業都市として持続的な成長を実現するため、今後、アジア諸国の先進事例研究などの活動を推進し、研究成果を積極的に公表し、広報活動を強化します。

また、客観的な成果指標を平成 25 年度中に策定し、翌 26 年度から 3 年間、その成果を評価し、その結果によっては、大学等との統合又は廃止を検討します。

(2) 北九州国際交流協会（総務企画局）

多文化共生施策の一翼を担う専門組織としての役割を果たしつつ、今後は、行政と市民団体などとの協働による多文化共生社会構築の取組みを拡充するため、N P O やボランティア団体などの担い手の育成になお一層努めます。

また、より効果的・効率的な運営を図る観点から、他団体との統合について検討します。

(3) 北九州市芸術文化振興財団（市民文化スポーツ局）

市民に様々な舞台芸術を提供する公演事業については、質と量を維持しながら、

収益向上策の工夫や事業形態の見直し等により、効率的な運営に努めます。

また、同団体が管理運営する施設について、民間でできるものはないかという視点で精査します。一方で、市直営の文化施設のうち、民間で担えない部門については、市に代わって新たな扱い手となれるよう、環境の整備を行います。

(4) アジア女性交流・研究フォーラム（子ども家庭局）

研究部門については、国際的な視点からの男女共同参画に加えて、その時々の行政課題等に的確に対応し、市の政策課題である「第3次男女共同参画基本計画」の重点取組みに直結した業務を行い、その成果を市民に見える形で還元していきます。なお、成果が見られなければ、大学等との統合、又は、廃止を検討します。

また、既存事業をゼロベースで精査・見直し、同計画の具体的施策を具現化するための事業に集中して取り組みます。

(5) 北九州国際技術協力協会（環境局）

本市及び市内企業等に蓄積された産業技術を基に、海外諸都市の「産業」と「環境」の調和を目指した持続的な発展に寄与するため、今後も、海外からの研修生の受け入れや海外でのものづくりサポートなどの国際技術協力事業を積極的に推進します。

また、同団体が有する国内外のネットワークを活用し、本市及び関係機関等と連携を深め、国際協力さらには国際ビジネスを推進することにより、国際貢献、産業開発と環境保全の調和を目指します。

(6) 北九州市環境整備協会（環境局）

現在、同団体は、環境保全への貢献、ごみ収集における市民サービスの水準の維持、収集コスト面での民間への牽制などの役割を担っています。

今後、家庭ごみの収集業務の全面民間委託化を進める中で、委託化の進捗状況を十分に見極めながら、同団体のあり方や役割を検討していきます。

検査分析部門のうち、民間と競合する部分については、今後のそのあり方を検討します。

(7) 九州ヒューマンメディア創造センター（産業経済局）

同じ産業振興系の団体である北九州産業学術推進機構との統合について、両団体の特徴と事業を見直し、より効果的・効率的に事業を行うための役割分担や体制、事業内容などを精査します。

(8) 北九州産業学術推進機構（産業経済局）

これまでの取組みや成果について、評価・検証の上、今後とも本市の産業振興の原動力として同団体に求める役割を整理します。さらに、この役割を達成するために取り組むべき事業や組織体制について、必要に応じ有識者等の意見も踏まえながら、精査・検討します。

また、この検討の中で、九州ヒューマンメディア創造センターとの統合についても検討していきます。

(9) 西日本産業貿易コンベンション協会（産業経済局）

今後、策定を予定している、観光振興の柱となる新たなプランに基づき、コンベンションをはじめとしたMICE（※1）事業の強化に取り組みます。

また、より効果的・効率的な誘致・集客体制を図るため、観光関連団体等との連携や統合も視野に入れた機能強化について検討します。

（※1）MICE…企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際会議や全国規模の大会、学会等（Convention）、展示会・見本市、様々なイベント（Event/Exhibition）の頭文字をとった用語で、多くの集客・交流が見込めるものを言う。

(10) 北九州市都市整備公社（建設局）

平成26年度から、到津の森公園の指定管理業務に特化した団体として、これまで以上に組織をスリム化し、安定経営に努めるとともに、動物園を運営する団体として、市民に分かりやすい名称に変更します。

(11) 北九州市学校給食協会（教育委員会）

今後も、市立小中学校・特別支援学校に、安全で安定的な学校給食用物資の調達に努めるとともに、地産地消の取組みを進めるなど、食育の推進を図ります。

また、職員個々の能力向上に努め、協会の機能が十分発揮されるよう、業務の充実・見直しを図っていくことにより、さらなる経費削減に努めます。

〈 株式会社 – 8団体 〉

(12) 北九州輸入促進センター（産業経済局）

現在、AIMビルへの積極的なテナント誘致活動により、経営状況が安定化してきており、施設設備の老朽化に伴う大規模修繕費用の負担も踏まえつつ、今後とも健全経営の維持に努めます。

(13) 北九州テクノセンター（産業経済局）

今後も、研究開発型の企業や公的機関及び一般テナント向け賃貸事業等を実施しながら、累積損失の解消に向けた取組みを継続していきます。

(14) 帆柱ケーブル（産業経済局）

今後も、平成22年度に策定した「経営改善計画」に基づき、健全経営の維持に努めます。

(15) 北九州高速鉄道（建築都市局）

沿線の少子高齢化等の進展による利用者数の減少や車両等大規模設備の更新など、今後も厳しい経営状況が見込まれるため、応分の受益者負担等も含め、中長期の経営計画を策定し、それに基づき、経営の安定化を図ります。

(16) ひびき灘開発（港湾空港局）

平成21年度からの5ヵ年計画に基づき、長期安定的な廃棄物処分場の確保、港湾・物流機能の活性化、北九州市及び地域発展の貢献、経営体制の強化と自立した組織運営を基本方針として事業を遂行しており、引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう取り組みます。

(17) 北九州埠頭（港湾空港局）

業務の徹底した効率化、コスト削減を図るとともに、これまでの業務遂行実績や技術力による優位性を生かした競争力の強化を図ります。

また、自主事業の収益拡大に向けて、これまで培った高い技術力やノウハウを最大限活かしながら、大型荷役機械等の保守点検業務の受注に向けた営業活動やその他PR活動等に取り組みます。

(18) 北九州貨物鉄道施設保有（港湾空港局）

「北九州貨物ターミナル駅」施設は、JR貨物への長期貸付とし、経営面での安定性は確保されていることから、今後も、引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう努めます。

(19) 北九州エアターミナル（港湾空港局）

今後も、空港ターミナルビルの管理運営の役割を担う経営主体として、長期的に健全な経営を維持する必要があるため、本市等との連携による路線誘致等、利用者数の増加に向けた取組みを進めます。

〈 地方公社 － 4 団体 〉

(20) 北九州市土地開発公社（財政局）

平成 26 年 3 月 31 日に解散する予定です。

(21) 北九州市道路公社（建築都市局）

安全性を確保しつつ計画どおりの着実な償還ができるよう、引き続き利用者の拡大に取り組みます。

(22) 福岡北九州高速道路公社（建築都市局）

安全性を確保しつつ計画どおりの着実な償還ができるよう、引き続き利用者の拡大に取り組みます。

(23) 北九州市住宅供給公社（建築都市局）

民間事業者と競合する賃貸住宅事業については、公社において中長期的な経営計画を策定する中で、賃貸住宅市場の動向等を踏まえ、その方向性を検討し、見直しを進めます。

これに併せて、公社が所有する賃貸住宅の維持・補修等についても、今後のあり方を検討します。

〈 社会福祉法人 － 1 団体 〉

(24) 北九州市福祉事業団（保健福祉局）

平成 22 年度までに抜本的な見直しを行い、経営健全化を達成していますが、今後も引き続き、長期的に健全な経営を維持するよう努めます。

Ⅲ 官民の役割分担と持続的な仕事の見直しについて

【官民の役割分担】

1 基本的な考え方

(1) 必ずしも市が関与する必要性がないもの

代替的な行政サービスへ移行するか、積極的に廃止あるいは民営化を図ります。

(2) 何らかの形で市が関与する必要性があるもの

「民間にできることは民間に委ねる」という考え方に基づき、市が直接実施する必要性がある行政サービスであるか否かを、細分化、包括化、サービス水準、コスト等の視点から十分検討します。

なお、その際の担い手については、民間企業だけではなく、市民やNPO、ボランティア団体等との協働という視点も取り入れます。

ア 法令上公務員が実施すべきとされている業務、公の意思形成・重要な意思決定に関わる業務、住民の権利義務に深く関わる業務、利害対立が激しく公平な審査・判断が必要とされる業務などについては、市が直接実施します。

イ 民間においてすでに独立採算で行われている分野や業務整理による定型化が可能な業務等は、民間委託化やPFI、民営化など、PPP（公民パートナーシップ）方式の活用を積極的に進めます。また、その他定型化されていない業務等は、民間からの提案を検討します。

ウ なお、民間活力の導入において、民間が参入できる環境整備などの努力を行っても民間の担い手がいない場合は、当分の間、市が直接実施します。

2 具体的な取組み

各々の基本的な方向性については、以下の(1)から(17)のとおりとし、具体的な実施方法、時期等について、今後とりまとめを行います。

(留意事項)

- ・市民生活の安全と安心を守るために危機管理対策等、引き続き、行政として果たすべき責務

- ・民間委託等を実施する際、市民サービスの低下を招かないための業務特性に応じた適正な業務履行の確保
- ・委託化等を行う業務に従事している職員の意欲・能力を市政に活かすための公務内での活用策

〈既に定型的業務としてのまとまりがある業務〉

(1) 一般ごみ収集運搬業務

一般ごみ収集運搬は、現在、業務の7割を民間に委託し、現状は、民間の能力やノウハウを活用して、安定的かつ継続的に良好なサービスの提供が行われていることや、経費を抑制する必要があることから、こうした状況等を総合的に勘案し、全面民間委託の方向とします。

なお、一般ごみ収集運搬業務が、市民の日常生活に密接に関わる生活環境の保全上の行政サービスであることに留意します。

(2) 学校給食調理業務

給食調理業務に係る経費の抑制や、これまで順次民間委託を進めて現在の民間委託比率が6割の状況においても適正な行政サービスを維持していることから、課題がある特別支援学校を除き、全面民間委託の方向とします。

なお、今後とも、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、学校給食を生きた教材とした食育の推進に留意します。

(3) 保育所調理業務

これまでの取組みを踏まえ、直営保育所本体の民営化と調整を図りながら、全面民間委託の方向とします。

なお、今後とも、北九州市食育推進計画等に基づく食育の推進に留意します。

(4) 校務員の業務

仮に定型業務を切り離し民間委託を行ったとしても、非定型的な業務が残ることによる業務効率の低下、更なるコスト増等が懸念されるため、嘱託化の方向とします。

(5) 環境業務指導員の業務

引き続き市が直接実施することとするが、業務実施に必要な人数については精査します。

なお、環境業務指導員の業務が、業者指導、不法投棄対応等の他に、まち美化やごみの減量化・資源化に関する市民・事業者啓発など、生活環境の保全上の行政サービスであることに留意します。

(6) 自動車運転手の業務

現在、公用車の一部に借上げ車両（運転手付き）を導入しており、守秘義務の徹底を含む運用面においても適正な業務を維持しています。

今後、効率的な運用やコスト削減の観点からも自動車運転手の業務は、全面民間委託の方向とします。

なお、安全運転の徹底など公用車の適正な運行については、これまでと同様、細心の注意を払うよう留意します。

(7) 自動車整備士の業務

現在、区役所等で使用する公用車の一部や、電気自動車などはリース化されており、リース車両でも適正な業務を維持しています。

公用車の全面リース化を通じて、自動車整備士の業務についても全面民間委託の方向とします。

(8) 守衛の業務

現在、守衛の業務の一部は民間委託を導入しています。緊急的に対応する必要が生じた場合は、応援の職員も含めて対応にあたるなど、適正な業務を維持しています。

また、警備機器の発達・普及をはじめ、民間においても能力やノウハウ等は蓄積されており、こうした状況なども勘案するとともに、業務の効率的な運用やコスト削減の観点も踏まえ、全面民間委託の方向とします。

なお、今後とも、庁舎の秩序維持に影響が生じないよう留意します。

(9) 渡船事業における船長・機関長の業務

離島航路であるという特殊性を踏まえ、将来にわたって安全で安定した運行を維持するためにはどうあるべきかとの観点から、今後、民間委託も含め検討します。

その際、民間委託によって行政経費の削減につながるかどうか、より具体的に精査します。

(10) 斎場業務員の業務

「民間にできることは民間に委ねる」という観点から、全面民間委託の方向とします。

なお、斎場業務が、市民生活に密接に関わる行政サービスであることに留意します。

(11) 防疫員の業務

現在、防疫業務の一部は民間委託を導入しており、全面民間委託の方向とします。

なお、防疫業務が、市民生活に密接に関わる行政サービスであることに留意します。

(12) 動物愛護指導員の業務

さらに定型業務を切り出して民間委託できる部分がないため、引き続き市が直接実施します。

〈 民間事業としても行われている業務 〉

(13) 保育所

これまでの取組みを踏まえ、さらなる民営化を進めつつ、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援のために必要な施設数で運営する方向とします。

なお、今後の民営化や施設再編にあたっては、子ども・子育て関連3法等に基づく国の動きを注視します。

(14) 幼稚園

公立幼稚園については、研究実践機能を担うために必要な園数で運営する方向とします。

なお、認定こども園など、今後の子ども・子育て関連3法等に基づく国の動きを注視します。

(15) 病院

救急医療や小児医療、周産期医療など不採算分野等に対する一般会計からの繰出金額については、地方公営企業法に定める経費の負担の原則に基づいて、

一般会計との負担区分や能率的な経営の視点から、引き続き検討していきます。

(16) 市営バス

今後も、経費削減の取組みを継続するとともに、市民の生活の足としての重要な役割を果たしていくように、「北九州市営バス事業経営計画（H23～H27年度）」に着実に取り組みます。事業のあり方については、その評価・検証を踏まえ検討します。

(17) 障害福祉施設

今後は障害福祉施設について、業務の細分化等の視点で精査したうえで、民間事業者による独立した運営が可能な施設については、条件が整い次第、民間譲渡を行います。

なお、譲渡にあたっては、施設利用者やその家族等に不安を与えることがないよう、その方法等について配慮します。

【持続的な仕事の見直し】

1 基本的な考え方

更なる選択と集中を図るためにには、これまで以上に事業を厳しく精査することが必要であり、全ての事業を、現在の行政課題に対する必要性、更には、先に示した官民の役割分担の基本的な考え方などに照らして持続的に点検し、見直しを行います。

また、事業を評価するにあたっては、単に事業の実施状況だけでなく、事業の手法が期待される成果をあげているか、経済的・効率的に実施されているかの視点で行います。併せて、評価制度がより予算編成に活用されるよう運用を行います。

2 具体的な見直しの視点

次の主な視点により、毎年度の事業の継続的な見直しを行うこととし、見直しが必要と判断される事業については、別途策定する推進計画に適宜盛り込むこととします。

〈官民の役割分担に関する事項〉

(1) 民間活力の更なる導入

官民の役割分担の基本的な考え方で示したとおり、市が直接実施する必要がある行政サービスであるか否かを、細分化、包括化、サービス水準、コスト等の視点から十分検討し、民間委託化等にあたっての留意事項等を踏まえ、民営化、民間委託、その他官民協働の手法などにより民間活力の導入を進めます。

(2) 指定管理者制度の新規導入

各々の施設運営における課題等も踏まえたうえで、市民サービスの向上と効率的な運営が図れる場合は、市が直営で運営している施設についても、積極的に指定管理者制度を導入します。

(3) 市の関連団体、民間事業者等に対する支援のあり方

外郭団体以外で市の業務と密接に関連する団体に対する人的・財政的支援については、外郭団体と同様、支援内容について厳しく精査します。また、民間事業者などに対して行っている支援については、その政策的意義などを十分に検討しながら適切に実施します。

〈事業内容等の見直しに関する事項〉

(4) 組織横断的な視点での事業の再構築など事業の抜本的な見直し

縦割り組織毎に実施している事業について、組織横断的な視点での事業の再構築、事業実施体制そのものの見直しなど、より効率的かつ効果的な事業実施に向けて事業の抜本的な見直しを行います。

(5) 行政サービスや受益と負担水準のあり方

行政サービスや受益と負担水準については、他都市との水準比較や本市の特徴、財政状況等を踏まえ、市全体として総合的な視点で検討を行います。

(6) 中長期的な展望に立った制度などの見直し

中長期的な展望に立ち、少子高齢化の進展など人口構造の変化や平均寿命の伸びなどにより増え続ける行政需要に対応するため、厳しい財政状況を踏まえたう

えで、持続可能な制度のあり方について検討を行います。

(7) その他事業の効率性、費用対効果などの視点による見直し

社会経済状況の変化などを踏まえ、事業の必要性、行政課題の解決に結びつく具体的な成果、経済性・効率性、費用対効果などの視点から、絶えず事業内容の見直しを行います。

IV 公共施設のマネジメントについて

1 公共施設の現状と課題

(1) 公共施設整備の背景と特徴

本市は、高度経済成長期只中の昭和38年、五市対等合併によって誕生しました。当時は、時代の要請から全国的に積極的な社会資本整備が行われており、本市においても、当時の行政課題に応じて、旧五市の均衡を図りながら、着々と公共施設（※2）の整備が進められました。

その結果、本市には、市営住宅、小・中学校、市民センター、図書館、スポーツ施設など様々な公共施設が市域の隅々にまで整備され、現在では、本市の公共施設の保有量は、人口1人当たり約5.0m²と政令市の中で最大であり、政令市平均値の1.5倍となっています。

また、本市の公共施設には、五市合併の経緯から様々な種類の施設が旧市あるいは区ごとに満遍なく配置されている一方、都市を代表するような施設は他都市に比べてやや規模が小さいという特徴も見られます。

（※2）公共施設：本書では市営住宅や学校などの「公共建築物」を指す。道路、港湾、上下水道などのインフラは除く。

(2) 公共施設を取り巻く現状と課題

本市が保有する公共施設の多くは、昭和40年代から50年代にかけて整備されており、建築後30年を経過した施設が半数を超えてます。こうした施設の一部はすでに老朽化が進んでおり、近い将来、大規模改修や更新（建替え）が必要な状況になってくることが予想されます。

そこで、今の公共施設を全て保有し続けた場合、将来的に大規模改修や更新にどれくらいの費用がかかるのか総務省モデルをベースに試算したところ、「今後40年間で、約1兆2,040億円（年平均では毎年約301億円）が必要」という結果になりました。

一方、近年、本市が公共施設の大規模改修や更新に要している経費は年平均で約172億円（40年間に換算すると約6,880億円）となっており、将来的な必要額とは大きくかい離しています。

さらに、本市の一般会計歳出の傾向をみると、少子高齢化の進行等によって「福祉・医療費」が年々大幅に増加している一方、公共施設整備にかかる「投資的経費」は年々減少しており、公共施設の大規模改修や更新のための財源確保は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

(3) 公共施設マネジメントの必要性

上記のような公共施設を取り巻く厳しい状況について、何も対策を講じなかった場合、将来的には、「財源不足のため必要な補修ができず、老朽化した壁や天井が壊れ、立ち入りや使用を禁止せざるを得ない公共施設が全市域に発生する」といった最悪の事態になりかねません。

こうした事態を未然に防ぎ、市民の安全・安心を確保するためにも、できるだけ早く公共施設マネジメントの取組みを進め、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立することが大変重要です。

2 公共施設マネジメント方針

(1) 基本的な考え方

本市の公共施設マネジメントは、市民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、本市が保有する全ての公共施設を対象に、市全体の公共施設の総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用等、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組み（公共施設マネジメント）を積極的に進めます。

公共施設マネジメントの推進に当たっては、「選択と集中」の観点から、本市のにぎわいづくりや活性化にも留意しながら、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点が重要です。

公共施設は一度整備すると、長年にわたり世代を超えて使い続けることとなる一方、市民のニーズは時代とともに変化します。

市民全体の財産である公共施設を、時代に適合させ、多くの市民に効果的に活用してもらうための取組みを進めます。

(2) 取組みの視点

上記の基本的な考え方に基づき、本市が保有する全ての公共施設を対象に、以下の視点により、公共施設マネジメントに取り組みます。

ア 総量抑制（保有量の縮減）

施設の整備から長期間が経過し、整備当初の使命が薄れたものや過剰なものについては廃止、縮小するとともに、民間での運営が可能な施設は積極的に民

営化を進めるなど、市民の利用状況に留意しながら、市全体の公共施設の保有量の縮減に取り組みます。

また、老朽化した施設の更新にあたっては、できるだけ単独での更新は行わず、他の公共施設との複合化（※3）や多機能化（※4）を前提に検討を進めます。

（※3）複合化：一つの土地・建物に複数の施設を集合させること。

（※4）多機能化：一つの施設に複数の機能を持たせること。

イ 維持管理・運営方法の見直し

公共施設の維持管理・運営方法について、民間活力の導入等により、一層の効率化に取り組みます。

また、多くの市民が効果的に施設を利用できるよう、必要に応じて施設の位置づけを見直すことにより、広域化や多機能化による利用対象者の拡大に取り組みます。

ウ 資産の有効活用

市民が公共施設をできるだけ長期間良好な状態で利用できるよう、ライフサイクルコスト（※5）縮減の可能性を十分検証した上で、計画的な予防保全の仕組みを導入し、公共施設の長寿命化に取り組みます。

また、公共施設の民営化・複合化・多機能化・廃止等によって生じた余剰地については、民間への売却や賃貸を積極的に進めるなど、効果的かつ効率的な資産活用に取り組みます。

（※5）ライフサイクルコスト：個々の施設にかかる企画、設計、建設、運用、修繕、解体処分までの全期間に要する費用のこと。

エ 施設整備に関するルール

厳しい財政状況が予想される中、公共施設・インフラ（※6）の整備、特に新規事業の着手にあたっては、これまで以上に慎重な対応が必要です。

また、限られた財源を有効に活用するため、実施が予定されている事業については、新規・更新を問わず、全体の中で優先順位をつける仕組みをつくることも大変重要です。

そのため、事業の構想段階から必要性や効果等をしっかりと検証するとともに、組織横断的に事業の優先順位を判断するなど、インフラを含めた公共施設の整備に関する新たな仕組みづくりに取り組みます。

（※6）インフラ：本書では、道路、港湾、上下水道などの社会基盤を指す。

（3）取組み目標

公共施設マネジメントの取組みに実効性を持たせるため、公共施設の総量抑制の目標数値を設定します。

目標数値については、上記の公共施設マネジメント方針や、施設分野別の実行計画等を推進することにより、少なくとも、「今後40年間で保有量を約20%削減する」ことを目指します。

3 具体的な取組み

(1) 市民への説明

本市の公共施設を取り巻く現状や課題について、広く市民に説明とともに、公共施設の老朽化の状況、維持管理費用、利用状況等についてできる限り正確な情報を発信することにより、公共施設マネジメントの取組みに対する市民理解の促進に努めます。

(2) 施設分野別の実行計画の策定

基本的な考え方や取組みの視点等を踏まえ、各施設所管局等において、総量抑制を前提に、施設分野別の実行計画等を策定します。

この実行計画等は、既存の計画を見直したり、必要に応じて新たに策定することになりますが、いずれの場合も、策定にあたっては、市の基本計画等との整合性を図るとともに、市民や議会の意見を十分聞きながら進めています。

また、特に老朽化施設が集中している地域については、新たなまちづくりという視点も含め、モデルプロジェクトとして、公共施設マネジメント方針や施設分野別の実行計画等に基づいた再配置計画づくりを進めます。

〈施設分野別の実行計画等の方向性〉

ア 市営住宅

世帯数の減少予測等に合わせ、真に住宅に困窮している世帯に配慮しつつ、市営住宅の管理戸数を縮減する方向で検討します。

また、答申で指摘のあった民間施設の借り上げ等については、現在の国の補助制度の下では、市が施設を直接整備・保有するよりも、市の財政負担が大きくなるため、補助制度の変更等について国に働きかけを行います。

併せて、住宅困窮世帯に更に焦点を絞るための施策の重点化など、市民の入居状況等を十分考慮しつつ、今後の市営住宅の管理のあり方を引き続き検討します。

イ 小・中学校

小規模な学校が全市的に増加している現状等を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図る観点から、学校規模適正化のための新たな基準を策定

します。また、学校規模適正化によって発生する諸課題の解決策についても併せて検討します。

さらに、学校施設が市民にとって身近な公共施設であることを踏まえ、学校運営に配慮しつつ、学校施設の開放について引き続き取り組みます。

ウ 市民利用施設

市民利用施設については、これまでの政策課題に応じて整備された様々な施設が市内各地に配置されており、その結果、施設数や施設保有量が多い状況になっているため、施設分野別に、施設の利用状況や老朽化の状況を勘案しながら、保有量の縮減を検討します。

検討にあたっては、市民の利便性に配慮しつつ、行政区域にとらわれない施設配置を進めるとともに、施設を更新する場合は、単体ではなく集約化・複合化・多機能化し、余剰地の活用策についても併せて検討します。

(7) 生涯学習関連施設等 (※7)

市民が集会などで利用できる生涯学習関連施設等については、設置目的は異なるが機能や仕様が同様の施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における生涯学習関連施設等のあり方について検討します。

(※7) 生涯学習関連施設等：生涯学習センター、市民センター、勤労青少年ホーム、男女共同参画施設

(イ) 文化施設 (※8)

文化施設については、旧市時代に整備された施設を含め、ホールなどの大規模集客機能を持つ施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における文化施設のあり方について検討します。

(※8) 文化施設：市民会館、文化ホール、美術館、博物館（図書館は除く）

(ウ) 図書館

図書館については、中央図書館、地区図書館に加え、市内各地に分館が配置されているという特徴があり、その結果、施設数が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における図書館の配置のあり方について検討します。

(エ) 青少年施設 (※9)

青少年施設については、宿泊施設を含む多様な体験型施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体における青少年施設のあり方

について検討します。

(※9) 青少年施設：少年自然の家、青少年の家、青少年センター、キャンプセンター、児童文化科学館

(オ) スポーツ施設 (※10)

スポーツ施設については、体育館やプールのほか、種目ごとの専用施設が市内各地に配置されているという特徴があり、その結果、施設保有量が多い状況になっています。こうした現状を踏まえ、市全体のスポーツ施設のあり方について検討します。

(※10) スポーツ施設：体育館、柔剣道場、弓道場、プール、陸上競技場、野球場等

(3) マネジメント体制の整備

今後、公共施設マネジメントの取組みを推進するための専任組織を設置します。

この専任組織は、施設分野別の実行計画策定等の進捗管理、施設の複合化・多機能化にかかる施設所管部局の指導・調整、公共施設の整備・更新にかかる予算調整等の機能を持たせ、本市の公共施設マネジメントの取組みを統括します。

また、インフラを含めた公共施設の整備について、事業の構想段階から必要性や効果等をしつかり検証する仕組みを構築します。

第3 大綱と推進計画

この大綱は、北九州市行財政改革調査会の答申内容を中心に、取り組むべき事項について、今後の市の方針をとりまとめたものです。

また、「第1 基本的な考え方」の中で述べたとおり、大綱の具体的な取組み内容については、別途「北九州市行財政改革推進計画」としてとりまとめます。

この計画では、個別の取組みごとに、期限等を設定し、毎年度の社会経済状況等の変化に応じて見直しを行い、それぞれスピード感を持って、着実に実施していきます。

今後の財政状況等によっては、当該大綱に記載していない事項についても具体的な取組みが必要となることが想定されます。

行財政改革については、絶え間ない努力と実行が必要であり、当該大綱の基本的な考え方へ沿って新たに取り組むこととした事項については、「行財政改革推進計画」の中に適宜盛り込むこととします。